

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

氏 名 株式会社河本商事
代表取締役 河本 啓次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 30 年 12 月 8 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5 年 12 月 7 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上15品目

積替え、保管を含む。

廃プラスチック類、ガラスくず等（以上2品目については、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）、汚泥（廃一次電池及び廃標準電池に限る。）、金属くず（廃一次電池、廃標準電池、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上4品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15

面積 (2)との合計5.1㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、（以上3品目については、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。） 以上3品目

保管上限 2.21㎡

積み上げることができる高さ 1.04m

(裏面に続く)

(裏面)

(2) 所在地 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目4番15

面積 (1)との合計5.1㎡

産業廃棄物の種類 汚泥、金属くず(以上2品目については、水銀使用製品産業廃棄物を含み、
廃一次電池及び廃標準電池に限る。) 以上2品目

保管上限 0.026㎡

積み上げることができる高さ 0.37m

以下余白

3. 許可の条件

積替え・保管行為は、上記積替え・保管場所以外では行わないこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年12月 8日 更新許可

平成15年12月 8日 更新許可

平成15年12月 8日 変更許可により取扱品目(廃油、廃酸、廃アルカリ、繊維くず、ゴムくず、ばいじん)の追加

平成20年12月 8日 更新許可

平成25年12月 8日 更新許可

平成30年11月 8日 変更届出により取扱品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の明記

平成30年12月 8日 更新許可

令和 2年 8月14日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目(汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等)の追加

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。